北アルプス山麓ブランド品認定基準

|  |
| --- |
| １ 基本事項 |

（１）申請者

原則として大町市及び北安曇郡（以下、「北アルプス山麓地域」という。）に住所を

有すること。

但し、加工品・調理品にあっては、安曇野市を含むものとする。

（２）申請商品

①農林水産物

北アルプス山麓地域で栽培、飼育又は採取（以下、「生産等」という。）されたもの

であること。

②加工品・調理品等

原材料となる農林水産物は、主として北アルプス山麓地域及び安曇野市(以下、「北

アルプス地域」という。)で生産されたものであり、かつ、北アルプス地域で加工・

調理等（以下、「製造」という。）されたものであること。

但し、北アルプス地域内において当該申請商品の製造が困難であり、やむを得ず

北アルプス地域外で製造する場合は、長野県内に限りこれを対象とする。

|  |
| --- |
| ２　認定基準 |

（１）物語性（商品コンセプト）【次の全ての事項を満たすものであること】

①北アルプス山麓地域の自然や文化、伝統等の特性を踏まえ、北アルプス山麓地域に

対するイメージの向上に繋がる物語性があるもの

②生産、製造等において、環境に配慮した取り組み又は自然条件や自然が持つ機能の

活用がなされているもの。

（２）独自性【次のいずれかの事項に該当するものであること】

①北アルプス山麓地域以外では生産、製造されていないもの

②他の地域で生産、製造される類似の商品と比較して、品質、食味、機能や価値等の

面で特筆すべきものがあるもの。

③特許、実用新案、意匠登録、商標登録等の知的財産権の取得（出願）、又は、他に

はないユニークな取り組みがなされているもの。

（３）信頼性【次の全ての事項を満たすものであること】

①生産・製造過程の情報を正しく公開することができる体制が整っていること。

②高い品質と安全性を保証し維持・向上するため、生産、製造過程での技術的裏付け

や流通過程での信頼性のあるシステム等が整っていること。

③関係法令の表示基準を遵守しているもの

（４）将来性

商品に対する今後の事業展開に明確なビジョンが示されており、申請者の経験や実績、

または、今後の事業展開への意欲等から判断して、将来にわたり安定的・継続的な生産・

販売が見込まれ、北アルプス山麓地域に対するイメージ向上への貢献が期待できること。